

計画変更等に際しての注意事項

交付決定後に事業内容等が変更になる場合には、必ず事前にメールにてエルピーガス振興センターへお問い合わせのうえご対応ください。
業務細則第13条の内容を確認のうえ期限を厳守のうえ関係書類をご提出ください。

1. 計画変更等承認申請書(様式第6)、計画変更等届出書(様式第7)は、交付申請時に使用した「災害バルク申請書類v5」(Excel)の入力シートに必要な事項を記入してご提出ください。
2. 計画変更等のを提出する際には「災害バルク申請書類v5」(Excelファイル)、様式第6 もしくは 様式第7 のPDF、並びに必要な添付書類を、メールでお送りください。(提出先メールアドレス : saigaibulk@lpgc.or.jp)

提出時のメールの件名 : 「計画変更等承認申請 (交付決定No.) 」若しくは「計画変更等届出 (交付決定No.) 」

3. 計画変更等を記入した「災害バルク申請書類v5」Excelファイルは実績報告で使用しますので、最終版を確実に保存しておいてください。

4. 書類作成時の注意事項

ホームページの記載例をご参照ください。なお、次の三点につきましては、特に注意してください。

- ① 設置機器の台数や規格に変更がない場合であっても、「設置機器明細」欄には、申請時と同様の内容を記入してください。
- ② 補助事業費に変更がない場合であっても、「計画変更時の事業費」欄には、申請時と同額の金額を記入してください。
- ③ 事業完了日に変更がない場合であっても、「事業完了日」欄には、申請時と同じ日付を記入してください。

計画変更等の手続きについて

交付決定後に事業内容等が変更になる場合には、必ず事前にメールにてエルピーガス振興センターへお問い合わせのうえご対応ください。

【問い合わせ先メールアドレス：saigaibulk@lpgc.or.jp】

なお、計画変更の審査に際し、本紙記載内容以外の手続きを依頼することがありますので、予めご了承ください。

1. 交付決定時の事業内容に変更が生じる場合、計画変更等承認申請書(様式第6)をご提出ください。なお、計画変更等承認申請書(様式第6)を提出した場合、振興センターから計画変更等承認結果通知書(様式第8)を受け取るまで事業を開始することは出来ませんのでご注意ください。
 - ① 申請者や共同申請者の代表者等の変更
 - ② 他事業者へ事業を継承する場合
 - ③ 事業を中止又は廃止する場合
 - ④ 申請した設備の台数や規格(能力、容量等)等の変更
 - ⑤ 交付決定した事業費の金額、若しくは、見積書の金額の変更

2. 但し、次に掲げる軽微な変更の場合には、計画変更等届出書(様式第7)をご提出ください。
 - ① 上記1. ①の場合であっても、事業の推進に影響がない場合
 - ② 上記1. ④、⑤の場合であっても軽微な変更であり運用計画(別紙10)の変更に至らない場合